

税理士が
説明します！

相続税対策！！

★無料説明会★

平成27年1月1日施行の改正税法により、相続税の一部が改正されました。
今まで相続税がかからなかった方でも、今後は相続税の申告・納税が必要となっ
てくる場合があります。

そこで、相続税に関する基本的な事項を、近畿税理士会富田林支部所属の税理士
が分かりやすく解説いたします。相続税の基本的な事を学んでみませんか？

今回のテーマ：暦年贈与による相続税対策

【開催日時・場所】

日	時	場 所	定員
11月10日	15：00～16：30	大阪狭山市役所	50名
11月11日	14：00～15：30	羽曳野市役所	50名
11月11日	13：30～15：00	藤井寺市役所	50名
11月22日	13：00～14：30	富田林市役所	50名

※会場によって日時が異なりますのでご注意ください。

【講 師】

税 理 士（近畿税理士会 富田林支部所属）

【参 加 方 法】

参加希望の方は、支部事務局までお問い合わせください。

（※くれぐれも各市役所及び開催会場等にお問い合わせされませんようお願い申し上げます。）

【参 加 費】

無 料

【お問い合わせ】

近畿税理士会 富田林支部 事務局

（TEL：0721-25-6250）

主催：近畿税理士会 富田林支部

共催：富田林税務署・河内長野市役所・大阪狭山市役所・藤井寺市役所・羽曳野市役所・富田林市役所